



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○電気事業法施行規則の一部を改正する省令 (経済産業九)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十六年第三・四半期予算使用の状況 (内閣)
平成二十六年第三・四半期国庫の状況 (同)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

九 六 五 四 三 二 一

省

令

○経済産業省令第九号

電気事業法の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第七十四号) の施行に伴い、並びに電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号) の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年三月四日

経済産業大臣 宮沢 洋一

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則 (平成七年通商産業省令第七十七号) の一部を次のように改正する。
第四十五条の二の次に次の三條を加える。

(卸供給事業者の届出)

第四十五条の三 法第二十八条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二の卸供給事業開始届出書を提出しなければならない。

2 法第二十八条の二第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 卸供給事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
- 二 事業開始年月日

3 法第二十八条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

- 一 当該届出が法第二十八条の二第二項第一号に係るものである場合 様式第三十一の三の卸供給事業変更届出書
- 二 当該届出が法第二十八条の二第二項第二号に係るものである場合 様式第三十一の四の卸供給事業廃止届出書
- 三 当該届出が法第二十八条の二第二項第三号に係るものである場合 様式第三十一の五の卸供給事業休止届出書

4 法第二十八条の二第二項第三号の経済産業省令で定める場合は、卸供給事業を休止した場合とする。

(特定自家用電気工作物)

第四十五条の四 法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件は、その出力が千キロワット以上である発電用の自家用電気工作物 (太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。以下「特定自家用電気工作物」という。) であることとする。

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第四十五条の五 法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の六の特定自家用電気工作物接続届出書を提出しなければならない。

2 法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定自家用電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
- 二 逆潮流防止装置 (特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。) の有無

3 法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

- 一 当該届出が法第二十八条の三第二項第一号に係るものである場合 様式第三十一の七の特定自家用電気工作物設置者変更届出書
- 二 当該届出が法第二十八条の三第二項第二号に係るものである場合 様式第三十一の八の特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書
- 三 当該届出が法第二十八条の三第二項第三号に係るものである場合 様式第三十一の九の特定自家用電気工作物が一般電気事業者の電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

第四十六条第一項中「卸電気事業者」の下に、「特定電気事業者及び特定規模電気事業者」を加え、同項中「あつては第二号ホ」を「あつては、第二号ホ」に改め、同条第三項中「卸電気事業者」の下に、「特定電気事業者及び特定規模電気事業者」を加え、同条第三項中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第二十九条第二項の規定により推進機関が供給計画を送付しようとするときは、様式第三十八の三の供給計画取りまとめ送付書に従い、これを行わなければならない。

第四十六条の次に次の二条を加える。

第四十六条の二 電気事業者は、電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく、その供給計画を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

(広域的運営を図るために必要な措置)

第四十六条の三 法第二十九条第六項第五号の経済産業省令で定める措置は、一般電気事業者及び卸電気事業者に対して行う次に掲げる措置とする。

- 一 会社間連系線に係る設備を整備すること。
 - 二 主要送電線路(使用電圧が二百五十キロボルト以上の送電線路及び最上位電圧から二階級までの送電線路(供給区域内の最上位電圧が二百五十キロボルト未満の場合にあつては、最上位電圧の送電線路に限る。))であつて、会社間連系線を除くものをいう。)に係る設備を整備すること。
 - 第二百二十七条第三号中「第九十二条の五」を「第九十六条」に改める。
 - 第二百三十条中「第九十二条の二」を「第九十三条」に改める。
 - 第二百三十一条第一項中「第九十二条の三第二項」を「第九十四条第二項」に改め、「同条第三項及び第三項中「第九十二条の三第一項」を「第九十四条第一項」に改める。
 - 第二百三十二条中「第九十二条の五」を「第九十六条」に改める。
 - 第二百三十三条中「第七十七条第七項」を「第七十七条第八項」に改める。
 - 様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
 - 4 発電設備の出力の変更の場合には、当該変更を行う年月日を備考欄に記載すること。
- 様式第三十一の次に次の八様式を加える。
- 様式第三十一の2 (第45条の3関係)

卸供給事業開始届出書

殿

年 月 日

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり卸供給事業を開始したので、電気事業法第28条の2第1項の規定により届け出ます。

事業開始年月日	
設置の場所	
原動機の種別	
周波数	
出力	

卸供給事業の用に供する発電用の電気工作物

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三十一の3 (第45条の3関係)

卸供給事業変更届出書

殿

年 月 日

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり卸供給事業の届出事項を変更したので、電気事業法第28条の2第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更した年月日	
卸供給事業開始届出年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三十一の4 (第45条の3関係)

卸供給事業廃止届出書

殿

年 月 日

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり卸供給事業を廃止したので、電気事業法第28条の2第2項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
卸供給事業開始届出年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三十一の5 (第45条の3関係)

卸供給事業休止届出書

殿

年 月 日

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり卸供給事業を休止したので、電気事業法第28条の2第2項の規定により届け出ます。

休止年月日及び予定期間	
休止した卸供給事業の内容	
卸供給事業開始届出年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第31の6 (第45条の5関係)
 特定自家用電気工作物接続届出書

年 月 日
 住所
 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり特定自家用電気工作物と一般電気事業者の電線路とを電気的に接続したので、電気事業法第28条の3第1項の規定により届け出ます。

特定自家用電気工作物	設置の場所	
	原動力の種類	
	周波数	
	出力	
	逆流防止設備の有無	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第31の7 (第45条の5関係)
 特定自家用電気工作物設置者変更届出書

年 月 日
 住所
 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり届出事項を変更したので、電気事業法第28条の3第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	容
変更した年月日	
特定自家用電気工作物接続届出年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第31の8 (第45条の5関係)
 特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書

年 月 日
 住所
 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなったので、電気事業法第28条の3第2項の規定により届け出ます。

該当しなくなった理由	
該当しなくなった年月日	
特定自家用電気工作物接続届出年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第31の9 (第45条の5関係)
 特定自家用電気工作物が一般電気事業者の電線路と電気的に接続されている状態ではなくなった場合の届出書

年 月 日
 住所
 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり特定自家用電気工作物が一般電気事業者の電線路と電気的に接続されている状態ではなくなったので、電気事業法第28条の3第2項の規定により届け出ます。

接続されている状態ではなくなった理由	
接続されている状態ではなくなった年月日	
特定自家用電気工作物接続届出年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第38の3 (第46条関係)
 供給計画の取りまとめ送付書

年 月 日
 広域的運営推進機関
 理事長名 印

電気事業法第29条第2項の規定により次のとおり 年度の供給計画を取りまとめたので送付します。

1. 電力需要想定	
(1) 前年度の推定実績及び当該年度の見通し (短期)	
(2) 当該年度以降10年間の見通し (長期)	
2. 需給バランス	
(1) 前年度の推定実績及び当該年度の見通し (短期)	
(2) 当該年度以降10年間の見通し (長期)	

- 3. 電源構成の変化に関する分析
- 4. 送配電設備の増設計画
- 5. 広域的運営の状況
- 6. 電気事業者の特性分析
- 7. その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法の施行の際現に改正法による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者及び旧法第十六条の二第一項の届出をしている特定規模電気事業者は、平成二十七年四月三十日まで、平成二十七年年度の供給計画（改正法による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十九条第一項に規定する供給計画をいう。次項において同じ。）に係る新法第二十九条第一項の規定による届出を行わなければならない。

2 広域的運営推進機関は、平成二十七年六月三十日まで、平成二十七年年度の供給計画に係る新法第二十九条第二項の規定による送付を行わなければならない。

（電気関係報告規則の一部改正）

第三条 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「一般電気事業者及び特定電気事業者（接続供給を受ける特定電気事業者を除く。）にあつては同表第七号に掲げる報告書を」を削り、「同表第三号及び第七号」を「同表第三号」に改め、「その行う特定規模電気事業に係る特定規模需要又はその所有する発電設備の出力が十万千瓦ワット未満である場合にあつては、同表第二号、第三号及び第七号」を削り、同条の表第七号を削る。

第三条第二項中「様式第十二」を「様式第十一」に改める。

様式第十一を削り、様式第十二を様式第十一とする。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一、別表第四及び別表第五中「第九十二条の五」を「第九十六条」に改める。

（電気使用制限等規則の一部改正）

第五条 電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第六条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

官庁報告

収入簿票

内閣は、財政法第46条第2項の規定によって、平成26年度第3・四半期における予算使用の状況を次のとおり報告する。

平成26年度第3・四半期予算使用の状況（財務省調査）

1. 一般会計

(1) 概 要

平成26年度第3・四半期中における収納済歳入額は、26,400,883,828千円であつて、これに対して当期中における支出済歳出額は、22,383,719,675千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、4,017,164,152千円である。

(2) 歳 入

平成26年度第3・四半期中の収納済歳入額は、26,400,883,828千円であつて、歳入予算額95,882,302,829千円に対して27.5%（前年同期35.3%）の収入割合となる。これを前年同期32,724,325,742千円に比べると6,322,441,914千円の減少となる。

これは、前年度剰余金受入において4,888,824,731千円の減少があつたこと等のためである。以下、その性別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円 千円未満切捨）

区 分	26年度第3・四半期	前 年 同 期
租 税 及 印 紙 収 入	9,659,536,138	8,745,353,864
官 業 益 金 及 官 業 収 入	14,736,314	14,004,012
政 府 資 産 整 理 収 入	1,166,383,474	61,018,995
雑 収 入	284,187,265	334,343,598
公 債 収 入	9,439,999,270	12,894,749,173
前 年 度 剰 余 金 受 入	5,836,031,365	10,674,856,097
計	26,400,883,828	32,724,325,742

また、当期末における収納済歳入額は、57,850,434,642千円であつて、歳入予算額（95,882,302,829千円）に対して60.3%（前年同期72.0%）の収入割合となる。

なお、上記収納済歳入額（57,850,434,642千円）に、国税収納金整理資金から一般会計への租入未済額5,919,623,630千円を加えると当期末までの収納済額は66,770,058,273千円となり、歳入予算額（95,882,302,829千円）に対して69.6%（前年同期80.5%）の収入割合となる。

(3) 歳 出

平成26年度第3・四半期中の支出済歳出額は、22,383,719,675千円であつて、歳出予算現額100,712,108,469千円に対して22.2%（前年同期21.3%）の支出割合となる。これを前年同期21,463,372,074千円に比べると920,347,601千円の増加となる。

これは、医療保険給付諸費において1,112,178,502千円の増加があつたこと等のためである。以下、所管別内訳についてみると次のとおりである。